

とうきょうにゅうこくかんりきょく しゅつちようじょ あんない
東京入国管理局さいたま出張所のご案内
 がいこくじんとうろくしょうめいしょ ざいりゅう こうしん
 ~外国人登録証明書の在留カードへの更新~

ざいりゅう ちゅうちようきざいりゅうしゃ たい じょうりくきょか
 在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、
 ざいりゅうしかく へんこうきょか ざいりゅうしかん こうしんきょか ざいりゅう
 在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に
 がか きょか とちな こうふ
 係る許可に伴って交付されるものです。
 がいこくじんとうろくしょうめいしょ ざいりゅう こうしん ひつよう
 「外国人登録証明書」を「在留カード」に更新する必要
 があります。「外国人登録証明書」を「在留カード」と
 きげん さまさま とうきょうにゅうこくかんりきょく
 みなす期限は様々ですので、東京入国管理局さいたま
 しゅつちようじょ かくにん うえ てつづき
 出張所にご確認の上、お手続きください。

とくべつえいじゆうしゃ かた がいこくじんとうろくしょうめいしょ
 また、特別永住者の方の「外国人登録証明書」は、
 とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょ こうしん ひつよう
 「特別永住者証明書」に更新する必要があります。
 しょうさい もより しゅちようそん
 詳細については、最寄りの市区町村にご
 かくにん うえ てつづき
 確認の上、お手続きください。

所在地	埼玉県さいたま市中央区 下落合5-12-1
電話番号	048-851-9671



**Tokyo Regional Immigration Bureau
 Saitama Branch Office
 Change from Alien Registration Certificate
 (Card) to Resident Card**

A resident card will be issued to the “mid-to long-term residents” concerning to landing permission, permission of change of status, permission of extension of period of stay and others.
 It is necessary to change from “Alien Registration Certificate (Card)” to “Resident Card”. As the limit to consider Alien Registration Certificate (Card) to be a Resident Card is varied, please confirm at Tokyo Regional Immigration Bureau, Saitama Branch Office.
 Also, the persons of status of special permanent residents are required to change from “Alien Registration Certificate (Card)” to “Special Permanent Resident Certificate”.
 For details, please confirm at nearest ward office.



Address	5-12-1 Shimo-ochiai, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama
Telephone number	048-851-9671

相談センターから

うんえい がいこくじんそうごうそうだん さいたま
 SIA が運営する「外国人総合相談センター埼玉」は、8
 げんご にほんご でんわ せいかつそうだん おこな
 言語とやさしい日本語で、電話による生活相談を行って
 こま でんわ
 います。困ったときは、電話してください。

TEL.048-833-3296

げつ きんようび
 (月~金曜日 9:00~16:00)

こんかい そうだんじれい しょうかい
 今回は、相談事例をひとつ紹介します。

わたし ちゅうかりょうり ざいりゅうしかく ぎのう しゅとく
 Q: 私は中華料理のシェフとして在留資格「技能」を取得
 ちゅうかりょうりてん はたら うで みと こんど
 し中華料理店で働いていますが、腕を認められて、「今度
 みせ はたら べつ みせ かんゆう
 うちの店で働かないか」と別の店から勧誘されています。

みせ ちゅうかりょうりてん はたら
 その店も中華料理店ですが、働いてよいでしょうか。

ざいりゅうしかく ぎのう ちゅうかりょうりてん
 A: あなたの在留資格「技能」は、中華料理店でシェフとして働くことについて認められたものですので、シェフとして働くことについて認められたものなので、シェフとして別の中華料理店に転職(移籍)した場合には14日以内に地方入国管理局に転職した旨の届出が必要になります。なお、2013年6月24日から、インターネット(入国管理局電子届出システム)も可能と
 りよう とどけで にゅうこくかんりきょくてんしとどけで かろう
 を利用した届出(入国管理局電子届出システム)も可能と
 なるか つ か
 なっていますので詳しくは最寄りの入国管理局へご確認ください。

'SIS' Question & Answer

Under the supervision of SIA, Saitama Information & Support (Gaikokujin Sogo Sodan Center Saitama) is offering consultation on problems occurred in daily life over the phone in 8 languages and easy Japanese. If you have a problem, please call us.

Phone: 048-833-3296

(Monday - Friday, 9:00am - 4:00pm)

In this issue, we will introduce one example.

Q: I am working as a Chinese cook in a Chinese restaurant under the status “Skilled Labor”, however, my cooking skill was highly recognized and I was invited to work in another Chinese restaurant. Can I work in that restaurant?

A: Yes. Your status, “Skilled Labor”, was recognized to work as a cook in a Chinese restaurant, therefore if you want to change workplace and work as a cook in another Chinese restaurant, notification must be made within 14 days from the change to Regional Immigration Bureau.

Still, starting from June 24, 2013, you can give notification using Internet (Immigration Bureau’s E-Notification System). For details, please confirm at nearest Immigration Bureau.

